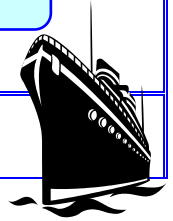


# MS&AD Marine News

トピックス



## 電子船荷証券 (e-B/L) の発展と国際標準化の動向

近年、国際物流・貿易分野では、DXの流れを背景として各種貿易書類の電子化が急速に進められています。その中でも特に注目されているのが、船荷証券 (B/L: Bill of Lading) の電子化、いわゆる「e-B/L (electronic Bill of Lading)」です。従来、B/Lは紙原本による運営が前提であり、貨物の船積み後、原本を仕向地へ郵送し、輸入者が到着港で提示することで貨物引渡しを受ける実務が一般的でしたが、紙媒体ゆえに、郵送遅延・紛失・押印手続等の事務負担が長年の課題となっていました。特にコロナ禍以降は、リモートワーク拡大や国際物流の混乱により、「貨物は到着しているのに B/L 原本が届かない」といった事象も発生し、貿易書類電子化の必要性が再認識される契機となりました。こうした背景のもと、世界的に e-B/L 普及に向けた関連業界の取組みが加速しており、日本企業も対応を進めています。本稿では、e-B/L の概要、関連する貿易プラットフォームや法整備の現状、貿易デジタル化の今後の展望について説明します。

### 1. なぜ船荷証券の電子化が求められるのか

B/Lは、国際貿易において「貨物の受領書」「運送契約の証拠」「権利証券 (貨物引渡請求権証券)」の3つの重要な機能を担い、物流・金融・保険の各領域で不可欠な役割を果たしてきました。しかし、紙媒体のB/Lには「輸送スピードに書類が追いつかない/遅延の常態化」、「紛失、盗難、偽造リスク」、「正当な所持人のリアルタイム把握が困難」等、グローバル化・デジタル化が進む現代のビジネスにおいて看過できない課題がありました。このような背景から、電子船荷証券 (e-B/L) への移行が国際的に模索されるようになりました。

### 2. e-B/L時代の法的制限とグローバルトレンド

1990年代から BOLERO など民間の e-B/L プラットフォーム導入が何度か試みられましたが、当時は複製、複数人による同時保有が可能な電子データの契約の効力は、システムに参加している者同士にしか及ばないとされ、紙 B/L が持つような第三者に対する権利証券としての効力は認められませんでした。権利証券としての法的有効性が認められなければ、電子化技術の進歩にも関わらず、普及は限定的なものにとどまります。真のデジタルトランスフォーメーションの実現には、UNCITRAL (国連国際商取引法委員会) が 2017 年に制定した MLETR (電子譲渡可能記録に関するモデル法) のように、「紙の証券と機能的に同等」とみなすための国際標準的な枠組みが不可欠です。世界的に見れば、欧州諸国やアジアの一部では MLETR、あるいはロッテルダム・ルールズを参考に、e-B/L の法整備が進みつつあります。

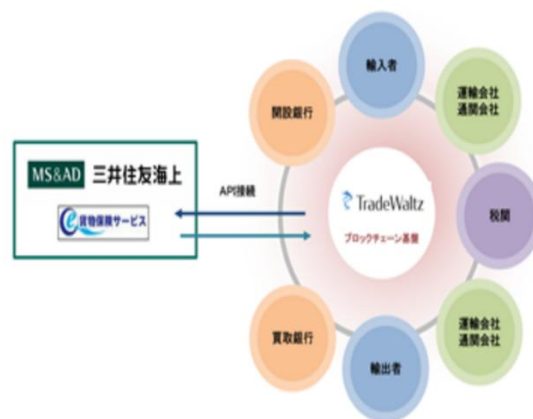
### 3. 日本での法制化の最前線

日本では 2018 年に電子海上運送状 (Sea Waybill) の規定が盛り込まれたものの、より複雑な電子船荷証券 (e-B/L) の法制化は見送られました。その後、2021 年の規制改革実施計画への明記を契機として法務省主導の法制審議会商法 (船荷証券等関係) 部会で e-B/L 導入の本格検討が始まり、2 年以上の議論を経て 2024 年 9 月、今後の法案の基礎となる「商法及び国際物品売買契約に関する法律の一部を改正する法律要綱」が取りまとめられました。日本における e-B/L 制度導入に関する法改正に向けたアプローチの特徴は、国際標準たる MLETR 原則 (機能的同等性・技術的中立性) の導入と、日本の法体系との整合性維持というバランス重視のアプローチです。特に、「電子船荷証券記録」、「特定情報処理システム」、「電子裏書」等、e-B/L に特化した新たな法的枠組みを構築しつ

つ、現実的な運用<sup>1</sup>についても配慮しています。

#### 4. 貿易情報連携プラットフォーム「TradeWaltz®」と貨物保険証券データの国際標準化

貨物保険証券を含む貿易書類は、これまで紙媒体での運用が主流でした。B/Lと同様に、郵送や管理の手間、紛失・遅延等のリスクを抱えており、コロナ禍以降のテレワークや非対面取引の拡大を受けて、電子化のニーズが急激に高まっています。こうした貿易書類のデジタル化を推進する日本発の代表的な取り組みが、「TradeWaltz®」です。TradeWaltz®は2020年11月にサービスを開始し、ブロックチェーン技術を用いた安全かつ透明性の高いデータ流通を実現することで、貿易実務の効率化やリスク低減を可能としています。現在、総合商社・メーカーをはじめとした大手企業中心に利用が進んでおり、デジタル書類の共通フォーマット策定にも主導的役割を果たしています。



特に貨物保険証券のデータ標準化の分野では、TradeWaltz®が国内損保3社と連携して策定したデジタルフォーマットが国際標準として認められるよう、日本損害保険協会がCEFACT（貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター）への提案を推進しています。

#### 5. 今後の展望と課題

e-B/Lは、取引の迅速化やセキュリティ、透明性の大幅な向上をもたらす一方、法整備と実務運用のギャップを埋める必要があります。たとえばドイツでは、柔軟性を目的として詳細運用規則が未整備であることが、むしろ「法的確実性の欠如」というリスク要因となり、システム開発や投資インセンティブを阻害しているという例もあります。「紙・電子」双方が共存する移行期においては、多様な関係者が安心して利用できるルールや仕組みづくり、そして国際的協調性が鍵となります。南米等、導入が遅れている地域もあり、世界的には今なお発展途上の分野です。貨物保険の観点においても、e-B/Lの発行・移転記録が改ざんされた不正なものでないかの確認、e-B/Lと紙のB/Lが併存する場合にどちらを有効なものとするのか等、保険引受や保険金支払等の実務への影響についても注視が必要です。

TradeWaltz®のような先進的なデジタルプラットフォームの普及や、CEFACTを通じた日本発の貿易手続電子化の国際標準化活動は、日本の国際競争力を維持・向上するうえで重要な意義を持ちます。将来的には、輸出者と輸入者がB/Lや貿易関連の各種情報を瞬時にデジタルで交換し、暗号化資産やCBDC（中央銀行デジタル通貨）等を活用しながら、信用リスクを抑制しつつ貿易取引の低コスト・迅速化を実現することで、中小企業も含めた輸出促進にも大きく寄与することが期待されます。

#### <参考文献一覧>

- ・海法会誌第69号（2026年4月発行）：「海事法のデジタル・トランスフォーメーション」  
SKULD・山下 和哉
- ・LOGISTICS TODAY : <https://www.logi-today.com/930575>
- ・IT Leaders (2021年12月27日) : <https://it.impress.co.jp/articles/-/22518>

以上

<sup>1</sup> 例：①発行は運送人・荷送人双方の同意ベース、②紙B/L⇔e-BLの媒介変換（ハイブリッド運用）、等